第七条の四第一項中「平成三十一年度」を「令和二年度」に改める。

第七条の五を次のように改める。

第七条の五　削除

第七条の六の見出しを「（豚肉等に係る特別緊急関税）」に改め、同条第一項を次のように改める。

平成七年度から令和二年度までの各年度において、当該年度中の関税定率法別表第〇一〇三・九二号に掲げる豚（生きているものに限る。）、同表第〇二〇三・一一号の二、第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二一号の二、第〇二〇三・二二号の二及び第〇二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第〇二〇六・三〇号の二の㈡及び第〇二〇六・四九号の二の㈡に掲げる豚のくず肉、同表第〇二一〇・一一号、第〇二一〇・一二号、第〇二一〇・一九号及び第〇二一〇・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の㈠に掲げるハム及びベーコン等（以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。）の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示等をする数量（第三項及び第五項において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、豚肉等のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日（次項第一号及び第五項において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。ただし、令和二年度においては、当該年度中の豚肉等の輸入数量から当該年度中の豚肉等であつて経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるもの（以下この項及び第七条の九において「譲許適用物品」という。）に係る輸入数量と豚肉等であつて当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（譲許適用物品を除く。）に係る輸入数量（政令で定める日前の期間に係るものに限る。）との合計数量を控除した輸入数量（第五項において「協定対象外輸入数量」という。）があらかじめ財務大臣が告示等をする数量（第三項において「協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。

第七条の六第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項第一号中「生きている豚及び」、「第二項に係る」及び「又は重複期間の開始の日（第一項第一号又は第二号に規定する場合に該当している場合において第二項に規定する場合に該当することとなつた場合の重複期間の開始の日に限る。）」を削り、同項第二号中「生きている豚及び」を削り、同項を同条第二項とし、同条第五項中「第二項に係る」を削り、「同条第四項」を「同項」に、「第七条の六第二項」を「第七条の六第一項」に、「生きている豚及び豚肉等の」を「豚肉等の」に改め、「である生きている豚及び豚肉等」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項中「若しくは第二項」を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　財務大臣は、平成七年度から令和二年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量（令和二年度においては、当該輸入数量及び協定対象外輸入数量）について翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合（令和二年度においては、第一項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。）には、発動日についてその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ告示等をするものとする。

第七条の六第七項を削る。

第八条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第八条の二第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第八条の五第一項中「第七条の六第二項若しくは第三項」を「第七条の六第一項」に改める。

第十三条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第十四条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

別表第一第一八〇六・一〇号中「二八・五％」を「二五・八％」に改め、同表第一八〇六・二〇号中「二七％」を「二五％」に改める。

別表第一第一九〇一・九〇号中「二八・八％」を「二六・六％」に改める。

別表第一第二一〇一・一一号中「二一・七％」を「二六・九％」に改める。

別表第一第二一〇六・一〇号中「一九・一％」を「一五・三％」に改め、同表第二一〇六・九〇号中「二八・八％」を「二六・六％」に改める。

別表第一の三中「平成三二年三月三一日」を「令和三年三月三一日」に改める。

別表第一の三の二を次のように改める。

別表第一の三の二　豚肉等に係る基準輸入価格表（第七条の六関係）

項名	号名	一		二			三		四	
		一	二	一	二		一	二	一	二
基準輸入価格	平成七年四月一日から平成八年三月三一日までに輸入されるもの	一頭につき二四、八四〇円	一頭につき二四、五八七円	一キログラムにつき四六〇円	一頭につき二五、一一一円		一キログラムにつき六一三円	一キログラムにつき三四銭	一キログラムにつき四六〇円	一キログラムにつき七六八円
	平成八年四月一日から平成九年三月三一日までに輸入されるもの	一頭につき二四、三〇一円	一頭につき二五、〇一一円	一キログラムにつき四五〇円	一頭につき二四、三四七円		一キログラムにつき六〇〇円	一キログラムにつき三三銭	一キログラムにつき四五〇円	一キログラムにつき七四〇円
	平成九年四月一日から平成一〇年三月三一日までに輸入されるもの	一頭につき二三、七六三円	一頭につき二三、八四三円	一キログラムにつき四四〇円	一頭につき二三、八四三円		一キログラムにつき五八六円	一キログラムにつき三二銭	一キログラムにつき四四〇円	一キログラムにつき七四五九
	平成一〇年四月一日から平成一一年三月三一日までに輸入されるもの	一頭につき二二、六六八円	一頭につき二三、二〇四円	一キログラムにつき四二九円	一頭につき二三、八四三円		一キログラムにつき五七二円	一キログラムにつき三一銭	一キログラムにつき四二九円	一キログラムにつき七一銭
	平成一一年四月一日から平成一二年三月三一日までに輸入されるもの	一頭につき二二、六六〇円	一頭につき二二、一三四円	一キログラムにつき四一九円	一頭につき二二、七〇五円		一キログラムにつき五五九円	一キログラムにつき三三銭	一キログラムにつき四一九円	一キログラムにつき七九一銭
	平成一二年四月一日から令和三年三月三一日までに輸入されるもの	一頭につき二二、一三四円	一頭につき二二、八一〇円	一キログラムにつき四〇〇九円	一頭につき二二、八一〇円		一キログラムにつき五四六円	一キログラムにつき三四銭	一キログラムにつき四〇〇九円	一キログラムにつき八四二六円
	令和三年四月一日から令和四年三月三一日までに輸入されるもの	一頭につき二二、一三四円	一頭につき二二、一三四円	一キログラムにつき四〇〇九円	一頭につき二二、一三四円		一キログラムにつき五四六円	一キログラムにつき三四銭	一キログラムにつき四〇〇九円	一キログラムにつき八四二六円
	令和四年四月一日から令和五年三月三一日までに輸入されるもの	一頭につき二二、一三四円	一頭につき二二、一三四円	一キログラムにつき四〇〇九円	一頭につき二二、一三四円		一キログラムにつき五四六円	一キログラムにつき三四銭	一キログラムにつき四〇〇九円	一キログラムにつき八四二六円